



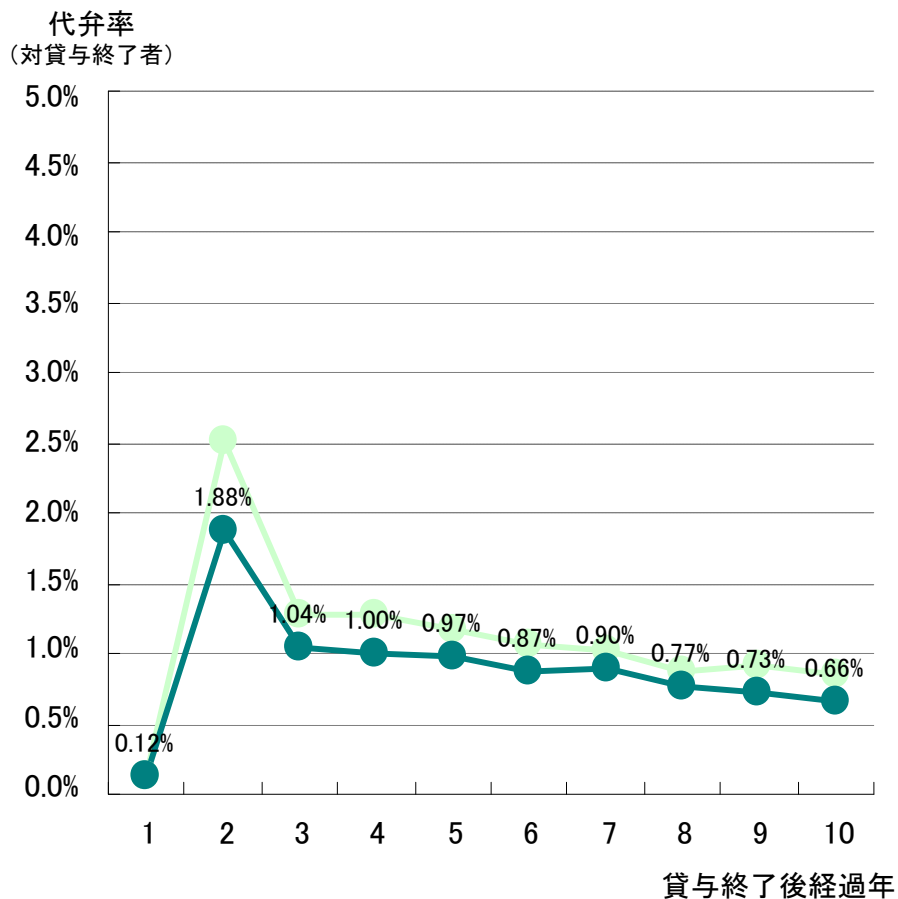
**日本学生支援機構  
機関保証制度に係る現状及び将来のリスク分析プロジェクト  
分析結果報告書(サマリ)**

平成22年3月18日(木)

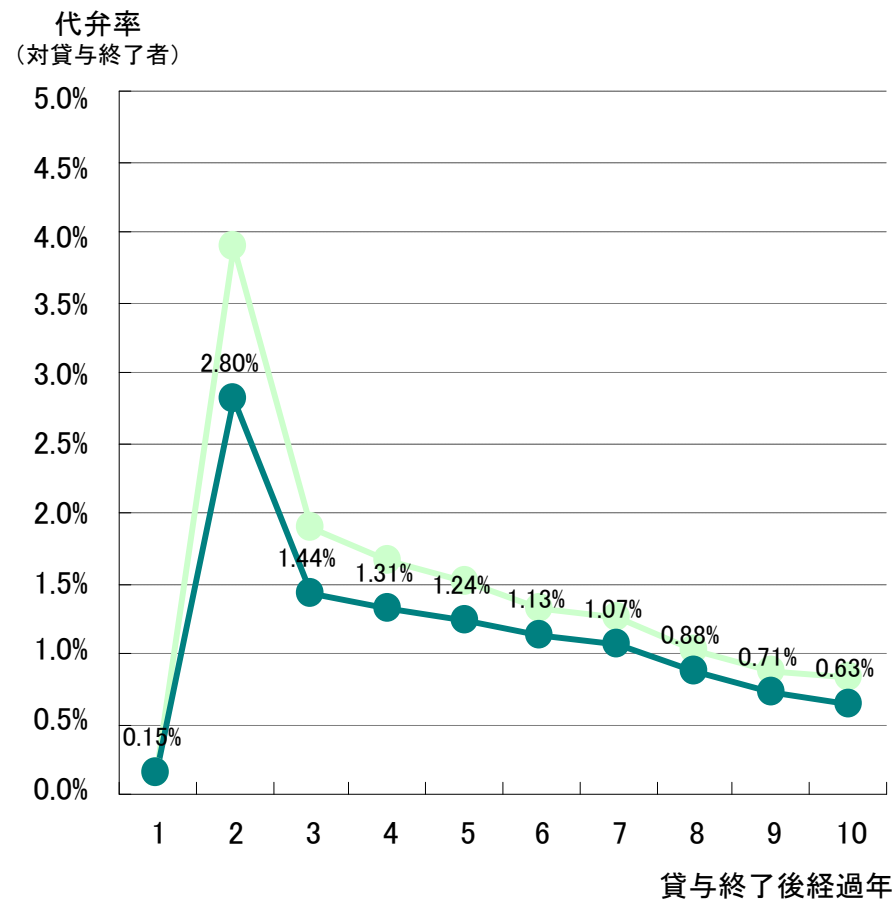
- 昨年度に実施した「機関保証制度リスク分析」においては、①保証料水準は維持しつつ回収強化関連施策に注力すべき、②同時に継続的モニタリングが不可欠、という結論となった。
  - 機関保証制度利用者の想定代弁率は、制度構築時の想定より上昇するという分析結果となった。
  - しかし、以降に予定されていた回収強化の取り組みに鑑みると、抜本的対策を緊急にとる必要性は少ない範囲のシミュレーション結果(今後5年間は単年度収支で黒字を維持できる)と判断した。
  - 機関保証制度利用者のデータの充実、回収強化関連施策の効果の顕在化、求償権の回収管理の進展、などの要因を踏まえ、制度の財政収支の健全性悪化リスクを継続的にモニタリングすることが不可欠と判断された。また、モニタリング結果を踏まえて制度の再検討に臨むべきと結論づけた。
- 今回は、上記方針に則ったモニタリングの一環としてリスク分析を実施する。
- 特に今回は、前回に比べ機関保証制度利用者のデータが大幅に充実しており、それらを分析に取り込むことでより精度の高い将来シミュレーションが可能である。
  - 入学時からの機関保証制度利用者の満期終了者(大学)が、平成21年10月に初めて返還開始後1年(=最短での代位弁済発生タイミング)を迎えている。
  - 結果として、これまでは、機関保証制度利用者については一部の異動終了者等のデータ以外は想定代弁率の算出において活用できないという制約があったが、今回は満期終了者(大学)の豊富なデータを活用できる。
- また、平成21年度の回収強化関連施策の実行による、直近の回収状況の改善を織り込んだ将来シミュレーションが可能になる。
  - 機構の回収強化施策が平成21年度より実行された結果、直近の断面データでは回収状況が改善している。
  - 機関保証制度利用者の想定代弁率に対する、回収強化関連施策のインパクトを分析することで、最新の回収状況を反映した将来シミュレーションを実施することができる。

昨年度分析結果と比較すると、機関保証利用者の想定代弁率は良化している。

### 第1種



### 第2種



凡例

● : 今年度 機関代弁率(補正值)

● : 昨年度 機関代弁率(補正值)

# 財政収支シミュレーション結果

H20年度回収プロセスを維持した場合、現状保証率では収支相償\*1に届かないが、回収プロセスを早期化\*2した場合は収支相償となる。

シナリオ		結果サマリ	昨年度結果サマリ	
	回収プロセス(代弁率)	保証料率		
①	H20年度回収プロセス維持 (想定代弁率のまま)	現状保証料率での 財政収支	H27年度以降 単年度収支がマイナスになる (H40年度の残高は-861億円)	H26年度以降 単年度収支がマイナスになる (H40年度の残高は-3,272億円) ⇒詳細は次頁
②		収支相償に必要な 保証料率を逆算	収支相償には 保証料率の59%増が必要 (基準年率は約1.102%)	収支相償には 保証料率の90%増が必要 (基準年率は約1.34%)
③	回収プロセスを早期化 (想定代弁率36%改善)	現状保証料率での 財政収支	H40年度まで収支相償を達成 (H40年度の残高は1,657億円)	収支相償には 50%程度の代弁率改善が必要 (現状保証料率で必要な代弁率改善率を逆算した場合)
④		収支相償となる 最低限の保証料率を逆算	収支相償を担保しながら 保証料率の1%減が可能 (基準年率は0.688%)	- (該当シナリオ無)

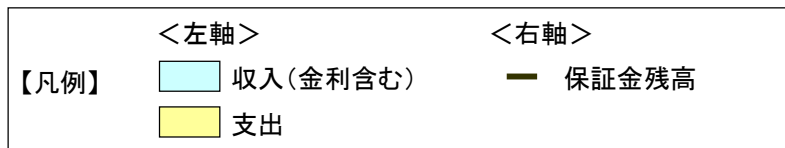
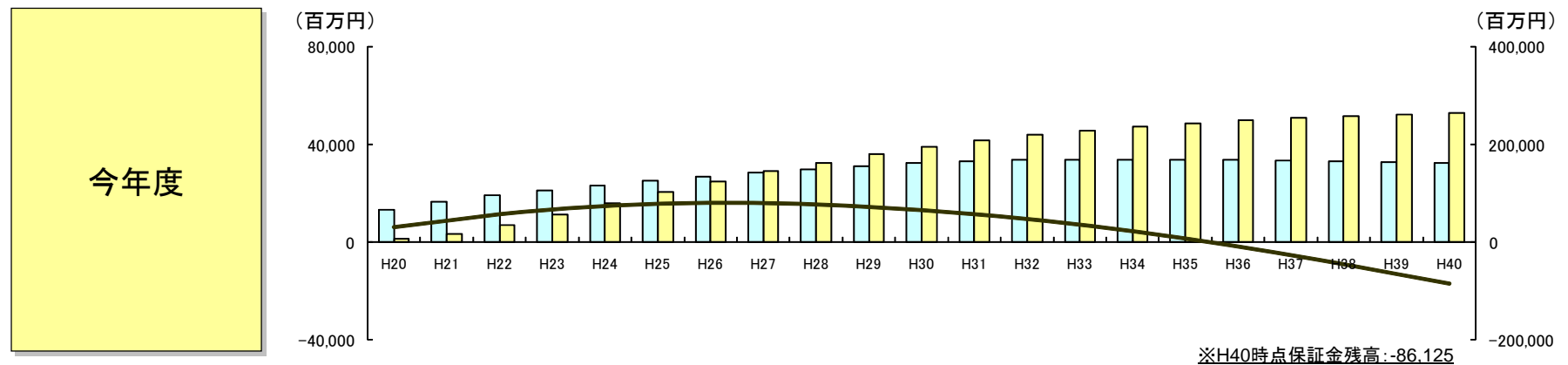
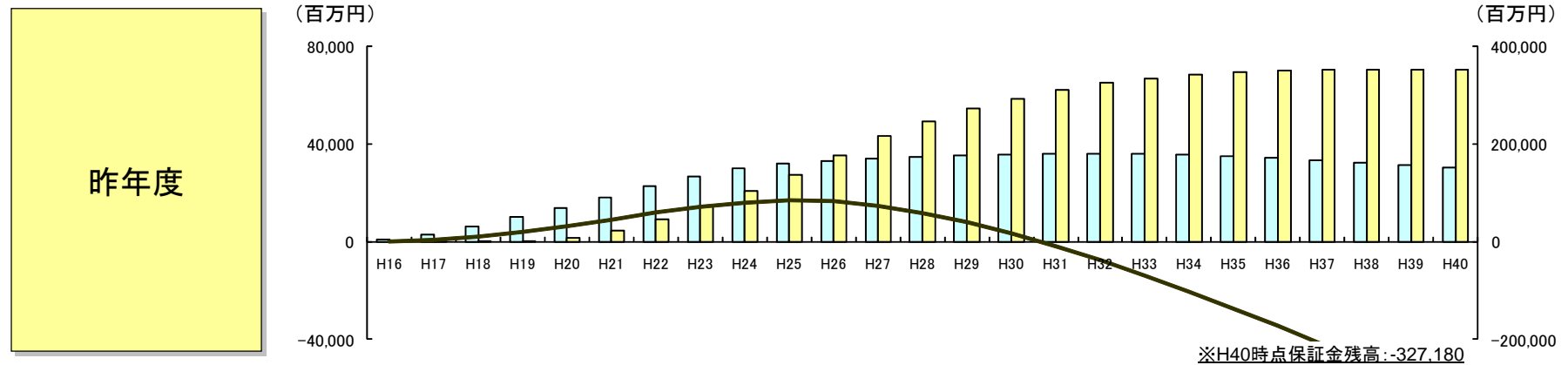
\*1:H40年度まで保証金残高が減少に転じない状況を「収支相償」と定義する

\*2:回収委託を3ヶ月目延滞者全員に早期化(法的措置は機関保証加入者には実施しない)

# (参考)シミュレーション結果 昨年度結果との比較

シナリオ①で比較すると、昨年度の分析結果より大幅に改善している。

シナリオ①「想定代弁率のまま、現状保証料率での財政収支」の昨年度結果との比較



## 本検討のまとめ

- 平成21年度における代位弁済データを用いた本分析の結果、想定代位弁済率は昨年度の算出結果より総じて改善されていることが明らかになった(ただし、昨年度よりかなり多くのデータが蓄積されたものの、機関保証制度利用者の返還・延滞データは、依然として返還開始後わずかな期間のものに限られていることに留意すべきである)。
    - ✓ 改善の理由として、機構の回収強化に向けた施策が奏功し始めていることが挙げられる。平成20年度に回収プロセスの強化を行った結果、平成21年度に代位弁済に陥る返還者が大きく減り、代位弁済率が昨年度に比べて大幅に改善したと考えられる(昨年度比で1種:25.1%改善、2種:28.2%改善)。
  - しかし、改善された想定代位弁済率を基に、現行保証料水準での機関保証制度財政収支のシミュレーションを行ったところ、中長期的にはなお、単年度収支が赤字となる可能性がある(シナリオ①で平成27年以降)ことが分かった。ただし、昨年度に比べ赤字幅は小さく、また赤字に転落するタイミングも遅くなっており、保証料残高は長期間(シナリオ①で平成36年まで)プラスの状態を持続できる。
  - 一方、平成21年度(平成22年2月)より回収プロセスをさらに強化する(サービサー回収の早期実施)ことが決定しているとともに、個人情報情報機関の利用が適用される奨学生が今後返還を始める\*1ことから、将来的にはさらに代位弁済率が改善される可能性が十分にある。
  - 結果、現制度を維持したままでも、機構における回収強化施策の導入・効果創出により、将来の機関保証制度財政収支が上記シミュレーション結果より改善し、現行の保証料体系で収支相償を実現できる可能性がある。
- 
- 今後は、機関保証制度利用者の返還・延滞状況に関するデータが充実し、また、回収強化策等の実際の効果も把握可能となっていく。加えて、求償権回収管理の実績が蓄積されていく。今回の分析結果に基づき拙速な制度改正を行うよりは、現状の制度を維持しながら、財政収支の健全性のモニタリングを継続して行い、制度の妥当性を検証し続け、その後、必要に応じ制度の再検討に臨むことが望ましいと考える。

\*1 個人情報情報機関の適用者は、平成21年度の新規採用者及び平成21年4月以降貸与継続者(4年生大学の場合、平成21年4月に2~4年生に進級する者)のみである